

## カウンターサービスシステム契約約款

### 第1条 (カウンターサービスシステム)

カウンターサービスシステムとは、甲が乙に対しコピー枚数に応じた料金を毎月支払うことにより、乙が甲に対して、保守サービスを提供するシステムをいう。

### 第2条 (カウンター料金及びその計算方法)

甲は、一ヶ月当りの使用料として表記の「メンテナンス方法」により算定した料金を乙に支払うものとする。

カウンター料金には、感光ドラム、デベロッパー、トナー（以下「感光ドラム等」とする）の使用料・メンテナンス部品代・乙の出張料及び技術料等を含むものとする。

乙は毎月、訪問・電話・FAX・リモート等の方法により、カウンター検針を行うことができる。

### 第3条 (感光ドラム等の取扱)

感光ドラム等の所有権は乙に帰属する。

甲は感光ドラム等を善良なる管理者の注意をもって管理または使用し、契約物件以外の複写機に転用してはならないものとする。

甲が前項に違反して感光ドラム等を損傷、転用または紛失した場合、甲は乙が被った損害を賠償するものとする

### 第4条 (保守サービス)

乙は、甲の要請に基づき乙が必要と認めた場合、サービス技術者を派遣して感光ドラム等の交換または、契約物件の点検・清掃を行い、甲が契約物件を良質な状態で使用できるようにするものとする。

乙は甲の責によらず契約物件が故障した場合、甲の要請に基づきサービス技術者を派遣して、速やかに契約物件を修理するものとする。

第1項または第2項の点検または修理時に契約物件の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属するものとする。

本条に定めるサービスは、乙の就業期間内に限り行われるものとする。

本条に定めるサービスの料金は、全てカウンター料金に含まれるものとする。

### 第5条 (別途料金)

乙は、前条第5項に関わらず、以下の原因による故障の修理については、別途料金を請求できるものとし、また、契約物件の破損、滅失が甚だしい場合は保守サービスの提供を中止できるものとする。

- 1)取扱上の不注意もしくは誤用または、不十分な電源もしくは特殊な環境下での使用等、甲の責に帰すべき事由による故障。
- 2)火災または天災地変その他これに類する災害による故障。
- 3)乙以外の者による改造、分解または修理等による故障。
- 4)甲が乙に無断で契約物件の設置場所を移動させたことによる故障。
- 5)甲が乙から購入したトナー以外の消耗品を使用したことによる故障。
- 6)その他契約物件自体の瑕疵に起因するものではない故障。

契約物件が離島及びこれに準ずる遠隔地に設置されている場合、乙は乙の規定に基づく出張費を甲に請求することができるものとする。

甲の要請に基づき乙が契約物件を移設または撤去する場合、乙はこれに要した費用を別途甲に請求することができるものとする。

本契約第4条第4項に関わらず、甲のやむを得ない事情により乙の就業時間外に保守サービスを実施した場合は、乙は乙所定の別途料金を甲に請求することができるものとする。

#### **第6条（支払）**

甲は乙の請求に基づき、乙が指定する日に支払うものとする。

乙の委託金融機関による預金口座振替による支払いの場合は、乙が指定する日（当日が土日祝日等により金融機関が休日の場合は、直後の平日とする。）を支払日とする。

カウンター料金は改定されることがある。この場合、乙は甲に改定日の30日前までに文書によって通知するものとする。

正当な事由に基づき、乙が甲に対し訪問集金を行った場合には、甲は、乙が訪問する際にかかった交通費等一切の金額を支払うものとする。

#### **第7条（保守サービスの停止）**

乙は甲がカウンター料金の支払いを遅延した場合、保守サービスの停止ができるものとする。

#### **第8条（指定外消耗品の使用禁止）**

甲は、乙及び乙の他の部門あるいは乙の関連会社以外で本契約に基づかない他の方法で購入した消耗品を契約物件に使用してはならないものとする。

#### **第9条（期限の利益の喪失及び解約）**

甲が次の各号のいずれかに該当した場合、当然に甲は乙に対する全債務の期限の利益を喪失し、直ちに乙に対する支払債務を乙に支払わなければならない。

- 1)差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立を受けてまたは、公租公課滞納による処分を受けたとき
- 2)特別精算、会社更生手続きの開始、民事再生、破産もしくは競売を申し立てられ、または、自

ら特別精算、民事再生の開始、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき。

3) 解散・会社分割決議をしたときまたは死亡したとき。

4) 支払停止、もしくは支払不能に陥ったとき、または手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。

5) 被後見人、被保佐人または被補助人の先刻を受けたとき。

6) 資産、信用、支払い能力に重大な変更を生じたと乙が認めたとき。

7) レンタル契約に基づく支払を怠り、その他本契約またはこれに付随して締結する契約の各条項に違反したとき。

8) 甲または、甲の連帯保証人が第 13 条に違反していることが判明したとき。

甲が前項各号のいずれかに該当した場合、乙は何等の通知催告を行うことなく本契約を解除することができる。

#### **第 10 条（契約期間）**

本契約の有効期間は、契約物件本体のレンタル期間と同様の期間とする。

#### **第 11 条（登録変更）**

商号・社名・屋号から法人、代表者等の変更があった場合、速やかに乙指定の書類を提出し、変更するものとする。

#### **第 12 条（個人事業主）**

甲と乙は、甲が自己の営業に継続的に利用するために本契約を締結していることを相互に確認する。

#### **第 13 条（反社会的勢力の排除）**

乙は、甲又は甲の下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が複数にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一つに該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められたとき。

2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

3) 反社会的勢力を利用していると認められたとき。

4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められたとき。

5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6) 自らまたは第三者を利用して、乙または乙の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

乙は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額については、甲乙別途協議にて定めるものとする。

#### **第 14 条（表明・確約条項）**

乙及び乙の下請負人は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

#### **第 15 条（合意管轄）**

甲乙間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

#### **第 16 条（信義誠実の原則）**

本契約に規定なき事項及び本契約の解釈に疑義を生じた場合には、甲乙信義誠実を旨とし両者協議の上解決するものとする。